

10月定例教育委員会会議録

公開案件

開催日時	平成28年10月11日（火） 午前11時から
開催場所	奈良市役所 北棟6階 第22会議室
出席者	委員 杉江委員長、金春委員、都築委員、畑中委員、中室教育長 【計5人出席】
	事務局 土田補佐、中垣
	理事者 【教育委員会】 北谷教育総務部長、梅田学校教育部長、小橋教育総務部次長、高塚教育政策課長、岡崎教育総務課長、池本教職員課長、濱口生涯学習課長、立石文化財課長、森下埋蔵文化財調査センター所長、中岡書館政策課長、中山一条高等学校事務長、東畑学校教育課長、坂本いじめ防止生徒指導課長、矢野保健給食課長、鈴木地域教育課長、廣岡教育支援課長、八木教育相談課長 【市長部局】 木綿子ども未来部長、真銅子ども政策課長
開催形態	公開（傍聴人 なし）
議題	1 議事 議案第41号 奈良市立学校設置条例の一部改正について 非公開 議案第42号 中学校区別実施計画「後期計画」について 非公開 議案第43号 奈良市立学校市費支弁教職員の人事評価に関する規則の一部改正について 議案第44号 奈良市立学校市費支弁教職員の人事評価に関する要綱の廃止及び制定について 議案第45号 部活動外部顧問の委嘱について 2 その他 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について

<p>決定取り纏め事項</p>	<p>1 議事</p> <p>議案第41号 奈良市立学校設置条例の一部改正については可決した。非公開</p> <p>議案第42号 中学校区別実施計画「後期計画」については可決した。非公開</p> <p>議案第43号 奈良市立学校市費支弁教職員の人事評価に関する規則の一部改正については可決した。</p> <p>議案第44号 奈良市立学校市費支弁教職員の人事評価に関する要綱の廃止及び制定については可決した。</p> <p>議案第45号 部活動外部顧問の委嘱については可決した。</p> <p>2 その他</p> <p>奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業については了承した。</p>
<p>担当課</p>	<p>教育委員会 教育総務課</p>
<p>議事の内容</p>	
<p>委員長</p>	<p>10月の定例教育委員会を開催したいと思います。開会の前に資料の確認を事務局でお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>過日お配りした資料に追加資料はございません。</p>
<p>委員長</p>	<p>本日の定例委員会には委員全員が出席しており、委員会は成立します。ただいまから10月定例教育委員会を開催いたします。本日の会議録署名委員は中室委員、畑中委員のをお願いします。本日は傍聴人がいらっしゃいません。本日の案件は議事5件その他1件計6件です。尚、本日の案件のうち、議案第41号は議会の議決に付すべき案件、また42号は計画策定前の意思形成過程の案件のため非公開として審議すべきと思いますが、いかがいたしましょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>異議なし</p>
<p>委員長</p>	<p>異議なしと認めます。よって議案第41号及び42号は非公開とすることに決定いたしました。それでは公開の案件から始めたいと思います。議案第43号「奈良市立学校市費支弁教職員の人事評価に関する規則の一部改正について」教職員課長をお願いします。</p>
<p>教職員課長</p>	<p>8月の研究協議会で審議いただいた一条高等学校及び市講師の人事評価を実施するにあたり必要となる規則である奈良市立市費支弁教職員の人事評価に関する規則の一部改正についてご提案させ</p>

		<p>ていただくものでございます。主な改正点については現在の人事評価は自己申告シート・勤務状況シートで行っておりますが、これを自己評価シート・総合評価シートで行うものでございます。また、評価にあたって、評価者による絶対評価をした後、全体を通して相対評価をするものです。なお、その結果は勤勉手当、昇給に反映される予定でございます。対象となるのは学校現場における一条高等学校の教員、再任用職員市費の講師を対象としております。委員会内の表示については後日実施する要項作りと同様に行うこととします。また一次評価二次評価と進みますが、二次評価者は絶対評価について本人に開示いたします。評価に関して疑問等があればそれを処理する行政委員会を後日設置する予定でございます。</p>
委 員 長		<p>ただいまのご説明のように奈良市立学校市費支弁教職員の人事評価に関する規則を改定するという事で、主な改正点は、これまでにご説明は受けており、その規則の新旧対照表です。これは県費職員の県の改正にあわせると説明を受けたと思います。ご質問ご意見等ございましたらよろしくお願いたします。</p>
委 員 長		<p>教職員課長、前回の研究協議会の際には説明いただきましたが、その後何か変わった事や新しくわかった事、追加してお話していただくことがあればお願いします。</p>
教 職 員 課 長		<p>特にございませんが、指導主事については、行政と合わせていくということで実施状況等調整して最終相談する話になっています。許可するものが現職では課長になります。様式等につきましては教職員ですので、評価の仕方またはスケジュール等については行政に合わせていく形ですすめているところです。</p>
委 員 長		<p>評価は課長あるいはそれ以上の管理職ということになりますね。他にご意見等ございませんか。</p>
金 春 委 員		<p>相対評価という表現がありますが、小学校、中学校、一条高校全てを一本の序列にするということですか。</p>
委 員 長		<p>県費と市費を分けますので、一条高等学校だけということになります。</p>
金 春 委 員		<p>一条高校内の先生の序列がはっきりするということですね。</p>
委 員 長		<p>とんでもない開きが個人的に出てくるとは思えないですが。特にな</p>

いようでしたらこの議案を採決したいと思いますが、よろしいですか。それでは議案第43号「奈良市立学校市費支弁教職員の人事評価に関する規則の一部改正について」採決いたします。本案を原案通り可決することに関しましてご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

委 員 長

異議なしと認めます。よって議案第43号は原案通り可決することに決定いたしました。続きまして公開案件議案第44号「奈良市立学校市費支弁教職員の人事評価に関する要綱の廃止及び制定について」、教職員課長ご説明をお願いします。

教 職 員 課 長

先ほど審議いただいた奈良市立学校市費支弁教職員の人事評価に関する規則を実施するにあたり細目及び様式等を変更するものです。今回は大幅な改正ですので一部改正ではなく一旦廃止し新たに付け直すと言う形の制定及び廃止でございます。規則の対象者である市費教職員のうち指導主事が行政職員の人事評価で行うこととしたため、この実施要綱から削除することが主なひとつの内容です。また細目ですのでその他細かいことについても中に盛り込ませていただいておりますが、例えば実施の基準日は自己申告評価は3月1日、総合評価は12月1日となっております。また自己申告シートは校長教頭教諭等で様式は変わりますが4項目を各5点で評価いたしますので、20点満点となります。総合評価については校長教頭教諭等で様式は変わりますが、15項目を各5点で評価しますので45点満点となります。

自己申告総合評価とも絶対評価では点数を5段階で評価します。例えば、自己申告評価では20点～18点が5、総合評価では45～39点が5となっております。ご審議のほどお願いします。

委 員 長

案を見ますとおそらく赤字で書かれているところが改正だと思えますが、非常に多いのですね。ご意見ご質問等ございましたらお願いします。ございませんか。ないようでしたら第44号につきましても採決させていただきたいと思えます。議案第44号「奈良市立学校市費支弁教職員の人事評価に関する要綱の廃止及び制定について」本案を原案通り可決することに関しましてご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

委 員 長

異議なしと認めます。よって議案第44号は原案通り可決することに決定いたしました。続きまして議案第45号「部活動外部顧問の

委嘱について」学校教育課長ご説明をお願いします。

学校教育課長

学校への部活動支援については、今までから部活動の顧問を補助する外部指導者を派遣し、部活動における専門的な技術指導と顧問の負担軽減を図ってきました。一方、この外部指導者は土日祝日に単独で指導したり、公式戦の引率監督はできませんでした。そこで部活動外部顧問を教育委員会が委嘱することで非常勤特別職と位置づけ、土日祝日の部活動を単独で指導引率を可能とするものがございます。今回は10名を委嘱する予定でございます。任期は本日より平成29年3月31日まででございます。ご審議のほどお願いします。

委員長

ポイントとなるところを要約してお話いただけますか。

学校教育課長

現在の外部指導者では大会の引率等につきましては単独に出来なかったということです。教員のアンケート等によりますと、土日祝日の部活動については負担に感じるということで、その負担軽減を図ろうということでこの制度を作ったということです。いま派遣をしております外部指導者について、各学校で面接評価を行いながら同時に教育委員会での審査を行う。あるいは部活動指導者としての専門的な技量を確保するという点においては、教育委員会が主催して研修等を行い、最終的には外部顧問という形で委嘱をして、学校に派遣しようというものでございます。非常勤特別職ということでございますので、しっかりと法律に基づいて公務員としての任務を補償するという、そのことで単独で試合等の引率も可能にするということでございます。

委員長

委員の皆さんもこの案件は届いておりますのでご覧いただいたと思います。それを見ますと例えば、2ページの職務第3条が外部顧問の仕事になりますよね。(1)や(2)においては、1が派遣される学校の校内及び奈良市内における単独での部活動の指導、2が奈良市中学校体育協会の大会並びに奈良市内における練習試合にかかる単独での生徒の引率及び監督等となっております。お聞きしたいのは、奈良市中学校体育連名及び奈良市体育協会の大会ということは全ての競技種目を網羅しているのかということです。

学校教育課長

今回の外部顧問については奈良市の大会です。基本的には全ての競技ということです。一部の競技については、単独の引率ができないものがありますが、その辺りは奈良市の中体連と連携してどの競技に参加できるかということを確認したいと思います。

委員長

奈良市立の中学校及び高等学校で行われている部活動の大部分が網羅されるとそういう理解でよろしいですか。問題は奈良市以外の全国大会とか近畿大会にはいけないということなのではないでしょうか。

学校教育課長

全国中学校体育大会の開催の基準というのがございまして、全国の基準を近畿が。近畿を県がという形で両組織の規定を下部が基にしているということでございます。現在、全国中学校体育大会の開催基準によると参加生徒の引率監督は出場校の校長・教員とするとしており、その規定を近畿も踏まえる県も踏まえる当然奈良市も踏まえるのですが、まずは奈良市の中で中体連と協議をしまして奈良市内で行われる大会については、奈良市の中体連が外部顧問の単独の引率を認めるということで調整をつけております。ただ、全国中学校体育大会の基準が変わらないと、正式には全部の大会が適わないということになるわけです。今、文部科学省にも問い合わせをしているのですが、文部科学省としては外部指導者ということについては年度内に文部小吏を定め、これを認めていくという文言を入れていくという方向で調整をしていると聞いております。全国の中体連と文科省とのヒアリングの中でも、全国の中体連がこのことに対しては柔軟な考え方を見せているという情報を聞いております。ですので、まずは本市としましては、市単位で外部指導者を積極的に活用するという動きを見せるとともに文科省と全国の組織との引き続きの協議・話し合い両方が進んでいくことで、より外部の指導者の部活動の指導・監督についても幅が広がっていくのではないかなと考えているところです。

委員長

第7条、外部顧問の責務というのがありまして、生徒の安全に万全を帰するものとすると思いますが、当然のことなのですが、責任の取り方や重さについて教員の場合とどこか違いがあるのですか。

学校教育課長

外部顧問の引率指導中に生徒が怪我をしたり、何か事故があった場合、管理監督において過失がある場合については教員の場合は学校に責任が問われることとなりますし、外部顧問についても非常勤の特別職ということで、教員と同じように学校の責任が問われるというような理解をしております。

委員長

かなりしんどいところではないかなと思うのですが。報酬の問題ですけれども、11条で外部顧問の報酬は活動実績において日額5,000円税込とすると書いてあります。ですから極めて安いので、責任を取ることにおいて大変だと思うのですが、その辺のカバーはどうなのではないでしょうか。

学校教育課長

一般の教員が土日に引率をする場合、教員の場合、教員特殊業務手当というものが付きます。土日に部活動に携わった場合、練習は4時間で2,400円8時間以上であれば3,000円、大会の引率につきましては4時間2,400円、8時間以上4,250円が特殊手当として付くことになっております。これを一定の基準と考えているのですが、外部顧問の場合は6時間で5,000円ということですので、一般的な最低賃金は時間給になおすと762円になっておりますが、外部顧問の場合、時間給に換算しますと833円ということですので、最低賃金を上回るということと、先ほど申しました教員特殊業務手当と大会引率8時間以上で4,250円ということで、もう少し金額が十分にお渡しできたらいのですが、法務ガバナンスや人事課とも調整をした結果、最低賃金を上回りますし、教員の手当てということを経済的に総合的に5,000円が適当であろうと考えております。

委員長

委員の皆様のご質問ご意見等お願いしたいと思います。

金春委員

今のお話で、日額5,000円というのが教員特殊業務手当に比べるといいように聞こえたのですが、通常の場合ですと、通常の給料の上乗せ分として手当があるのですから、この話は天秤にかけられない話と心得ておいてください。それから、この外部顧問にお願いする場合の候補者に対して資格はいらないのですか。体育指導者や指導員というような資格があると思うのですが、必要ないのでしょうか。大会によっては引率＝指導員の免許がいる場合が競技によっては多いはずですが。

学校教育課長

資格については特にこの資格がなくてはならないという規定は設けておりません。ただ指導経歴やどのような資格を持っているのかという把握はしております。審判については資格等があるかと思いますが、引率監督ということなので、特にこの資格が必要という規定は設けておりません。

委員長

あくまでも奈良市中学校体育連盟および奈良市体育協会の大会についての引率ということですね。両者の大会においては指導員の派遣は必要ないということなのですね。規則に抵触しないと。例えばスキーの話になると、大会に引率する場合、指導員あるいは准指導員の資格がないと監督になれない競技分野があるのです。そのような場合、資格を任用基準に入れ込まないと、問題は生じないのかというのが疑問に思いましたので質問しています。奈良市中学校体育連盟および奈良市体育協会の大会というのは全種目全科目において引率者＝指導員の資格は必要ないのですね。ひとつでもあるなら

学校教育課長

任用基準として資格という項目は絶対必要だと思います。

委員長

個々の全ての競技についての資料がありません。競技ごとに資格がなければならぬものにつきましてはまだ一度確認をいたしまして、外部顧問の人選にあたっていきたいと思います。

要するに外部顧問というのは、いわゆる正規の教員の過労を少しでも緩和しようというのが一つの大きな目的ですから、こういう制度があって然るべきだと思いますし、外部の部活の指導者に対しても一定の権限と責任を持たせて単独で子ども達を引率できるようにしようという方向性なのだと思いますが。ここで提案されているのは10人の方に部活の外部顧問として任命又は委嘱が、全て新規と書いてありますが、制度が新しく出来るので新規と書いているのであって、各学校の各部では新しい人を入れるのではなくて、これまでの指導者の中からこの方を選んで外部顧問にしようという理解でよろしいですね。

畑中委員

事前に資料を見せていただいてお聞きしたいことを先ほどの質問の中でおっしゃっていただいたのでよく分かりました。近畿大会全国大会につながるということでほとんどの大会が全国につながっているものが多いと思いますので、早急に中体連なり体育協会それから文科省との連携をすすめられているということですが、教育委員会としても中体連や体育協会とも連携を図りながら、外部顧問の方が近畿全国に早く引率にいけるような協議も必要かと思います。ひとつ聞かせていただきたいのですが、10名の方が既に指導にあたられていて今回外部顧問にということですが、中学校側で外部指導者を探してほしいというような要請があったのか、例えば外部指導者の方がおられたら廃部になっている部活が復活できるというような話も聞くのですが、指導者の方は各学校でどのように採用されているのか、教育委員会のほうに相談があってこのような方を探してほしいという要請があったりするのかわせていただきたいです。

学校教育課長

外部指導者については二通りありまして、ひとつは学校が探してくるということです。もうひとつは、学校教育課にコーディネーターがおりますので、その方が外部の団体とも繋がっておりますので、学校からこのような指導者を探してほしいというような要請がありましたら、コーディネーターが部活動とのマッチングを図るという活動もしております。各学校からあがってきた場合については、こういう方を外部指導者として任用したいという事であがってきたら、こちらが承認するという形です。

都 築 委 員	外部指導者は前に何名いらっしゃるか教えていただいたのですが、もう一度何人いらっしゃるか教えていただけますか。
学 校 教 育 課 長	120名。
都 築 委 員	たくさんいらっしゃったと思うのです。その中で今回10名ということですね。この10名という人数は、その資質にあたる方が10名だったのか一回目だからなのか、たくさんの中からこの10名に認定されたというのはどういう経緯なのでしょう。
学 校 教 育 課 長	外部顧問の制度が年度途中からですので、中体連・各学校とも調整しまして、今年度中に最終的には39名の外部顧問を委嘱したいと考えています。この制度の立ち上げによりまして、今回委嘱させていただくということについて指導者の資質能力もありますし、先ほども申しましたとおり、例えば熱中症などの対応等部活動の指導者としての資質を担保するという上においては研修もしっかりしていくということですので、学校での面接こちらでの審査、研修という手続きがあります。今回の場合は10名が精いっぱいといいますか、10名を委嘱しよう。今後この外部指導者の資質も見極めながら徐々に増やしていきたいと思えます。
都 築 委 員	安全面、指導の仕方ですね。部活動はその辺り大事だと思いますので、資質の確保といいますか、そこはしっかりと見極めていただけたらと思います。
委 員 長	他にございませんか。ございませんようでしたら採決に移りたいのですが、確かめておきたいのですが、外部顧問10名の方を委嘱するということと、実施要領、就業規定この3つセットなのですね。この外部顧問の委嘱日というのは委嘱の日から今年度末までということになっていますが要領と規定はそれぞれ10月1日となっていますが、10月1日に戻してそこから適用ということになるのですか。それとも今日の決議が採決されたらその時からということになるのですか。外部顧問の方は今日からとおっしゃったように思うのですが。
学 校 教 育 課 長	教育委員会で委嘱を承認されてからということですので、10月1日に遡るということではなく、今日から委嘱するということにさせていただきます。
委 員 長	顧問の委嘱・要領・規定が今日ですね。

金 春 委 員	補足の部分ですよ。この規定は平成28年10月1日から実施すると書いてあるのを、本日付けに変えるということですね。
委 員 長	10月11日。
金 春 委 員	それとも遡って10月1日からなのか。それでは時系列で可決していない要領がありますよね。
学 校 教 育 課 長	要領と就業規定につきましては部長専決で決めるということですので、委嘱については教育委員会で本日付で10名の方を委嘱するというのですが、規定については10月1日から実施をするということで、規定そのものは10月1日付けで作成をするというものでございます。
委 員 長	遡って？
金 春 委 員	部長専決で決まった事項であると。
委 員 長	教育委員会の決議を必要としないということですか。
金 春 委 員	承認はいるでしょう。
委 員 長	はっきりさせてください。
木 綿 部 長	条例規則あるいはそれに基づいた要領等作成しますが、基本いわゆる内規の類については部長決裁というのを取り入れております。
委 員 長	教育委員会の承認や同意は必要なのかどうか。これまではどうしてきたのですか。要綱とか要領とか規則とかいろいろなレベルがありますが、そういうものを承認してきたとか同意してきたということはあまりなかったと思うのですよね。決まったものとして、例えばこの案件について言えば外部顧問の委嘱についてだけここで決めたらいいということになるのか。つまり教育委員会の決定というのはそういう問題には及ばないということですか。もうすでに終わっているということにするのか。
学 校 教 育 部 長	今回専決していくにあたりまして、奈良市の報償及び費用弁償に関する条例において非常勤の嘱託職員という位置づけをする際に、金額においても市長の決裁を必要としましたので、金額も含めて市長に一旦それでよろしいかという起案を上げております。その決裁を

得ることで5,000円という金額を確定したうえで、教育委員会内におきましては研究協議会等々で詳しい情報においてどのような中身であるということまではお示しまでは至らなかったものの、方向性として設置をすることの必要性のご意見と、より精査していくようにとご指示をいただきながら、その手続きを進めてきたという経緯で、設置のための要綱と就業の規定についてまずは決めて仕組みを作らせていただいたと。仕組みを作った上で仕組みに準じる形で今回の委嘱という手続きをさせていただいた。確かに仕組みを作る際に教育委員会でもう一度ご意見をいただいて確定するということが課では抜けていたのではないかと思います。

委員 長 教育委員会の定例委員会ですることは、二つに分かれておりまして、一つは教育長報告、一つは議案ですよね。教育長報告は同意するということ、議案は採決という手続きが必要なのですが、部長専決というのは教育長までもあがらないのでしょうか。

教 育 長 そうです、部長で専決してしまうということです。
課長で専決してしまうものもあります。

委 員 長 教育長はそれに対する報告は受けない。

教 育 長 報告は受けますけど、専決が部長で終わっていますから。それに同意するとかいう手続きは無いです。それまでの事前の説明や事後報告はありますが、決裁にはかからないです。

委 員 長 伺ったことを適用させていただきたいと思います。教育委員会としての同意は必要ないということで、選定の要領と規定は10月1日でということ部長専決されたわけですから、あるものとして外部顧問の委嘱だけ採決させていただきます。

教 育 長 そのことと関係ないことなのですが、ただ教育委員会の委員の我々としては一旦どこかで議論してもらうような機会があってもいいのかなと思うのですが、単に派遣ということではなくて、元々ベースにあるものは、
部活動における教員の業務負担ということだと思いののですが、派遣したら業務負担が解消するのか学校の現場の状況から考えてどうなのかと。確かに現場の教員の年齢構成のアンバランスがあったり、人数が少なくなってきたので大変だという声もでてきます。
国もその方向で手を入れていくということで大きな流れとしてこれでいいのですが、現場に人を入れてただけで、教員の負担軽減するのかどうか。先生が喜ぶための施策なのか、子どもにどう返ってい

		<p>くのかという視点がしっかり照準をあてて見ていないと、この制度は何なのかということになります。教員の本来の業務に専念すべきとありますが、教員の本来の業務は何かということから考えないと、部活動は本来の業務ではないということになりますから。子ども達に教科の授業だけが業務なのかそうではないのか、棲み分けはどうか今日このようなところで議論してもらって分解していただいても。この事の採択はいただきたいなと思いますので、いつかどこかの機会です事務局では議論しておりますが、一度、教育委員さんにも投げかけて、大きな話も背景にあるのかなと思うので、ご議論をお願いできたらありがたいなと思います。</p>
委 員 長		<p>本来、教員の業務が部活動まで及ぶかどうかという基本的な問題があるのかもしれません。元々部活動ということが諸外国ではありませんので日本の文化ですから、難しいところがあります。</p>
都 築 委 員		<p>そういう意味では、部活動の目的が何なのかということにもなってきますね。</p>
教 育 長		<p>分かれるところだと思います。この異議というのは過去の日本の教育の礎をしっかりとしてきたのだという論理を言われる人もいますし、いやそれは教員の仕事ではないという人と分かれると思います。</p>
委 員 長		<p>外部の顧問に全部任せてしまえという人もいるでしょう。</p>
教 育 長		<p>そのようなことで学校はもつのかという議論をする人もいるだろうし、難しいところだと思います。結局我々はどこへ向かおうとしているのかということをはっきりしておかないと、ただ制度を入れるだけで解決する問題なのかなと思います。</p>
金 春 委 員		<p>ひとつ質問なのですが、例えば、Aさんが、伏見中学校の野球部を指導します。そうすると学校側は野球部の指導については全てこの方に一任して、一切手をださないということですか。</p>
学 校 教 育 課 長		<p>部活動につきましては教育活動の一環ということでございますので、全て外部指導者に任せるということではなくて、例え教員であったとしても校長の管理監督のもとでの部活動ですので、外部の指導者についても学校の教育目標を鑑みながら指導していかなければならないですから運営から何から何まで任せるというものではないという。</p>

金 春 委 員

その体制で生徒は大丈夫なのですか。というのは、指導する側、される側というのは、通常複数の指導者がいると指導される側は困惑するのです。ここからここまではこの人が指導します。ここから先は私が指導しますという棲み分けがしっかりしていれば、指導する側、される側の規律が保たれるのですが、曖昧なままで、あの先生はこう言ったこの先生はこういったというようなダブルスタンダードができてしまうと、子ども達が一番困るのですよね。そういった弊害もあるということを考えておかないと、教員の負担軽減が問題なのかもしれないですが突き詰めていくと子ども達にしわ寄せがいくという場合もあるということも考慮していかないといけなかなと思います。

委 員 長

今回の提案の実務的な面というか目的といえ、教員が必ず部活の顧問あるいは副顧問という形で、正規の教員と講師がやっていますよね。平日ならともかく、土日まで出てやるのかというあたりが過重労働の軽減ということになるのですから考えているのは土日の場合だと思うのですよね。

金 春 委 員

日頃の指導は学校の先生がやって試合のときは代理監督の高田さんが行くという、それで野球の試合に勝てるのでしょうか。

委 員 長

結局顧問も行くのではないですか。過重労働がそれで軽減するのかということにもなりますから。おっしゃるとおりやってみないとわからないので。

金 春 委 員

効果がどうであったか。試合の成績についても一部加味して子ども達にどういう影響が伝わっているのかということの検証も必要だと思います。

委 員 長

決めるとしても、検証というのか追跡調査をしながら、本当に必要なのか、どのような人ならいいのか。教員の過重業務の軽減につながっていくのかどうか。本来の目的はそこにありますから、どうなのだろうということ半年かけてでも検証してみるような考えをしていかないといけなかなと。

学 校 教 育 部 長

新しい制度が入るときにいかに活用することによって趣旨に沿った運用になっていくのかということところがご指摘いただいたところだと思いますので、動き始める際にしっかり検証できるような資料を積み重ねてご提示したうえで議論をしていただけないようにしていきたいと思います。

委員 長	制度を作るときは一生懸命なのですが、一旦始まったら知らん顔というのがけっこう多いので。報告もないということがあるのでお忘れなくやっていただきたいと思います。
委員 長	それではこの件につきまして採決させていただいてよろしいですか。議案第45号部活動外部顧問の委嘱について採決いたします。本案を原案通り可決することに関しましてご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
委員 長	異議なしと認めます。よって議案第45号は原案通り可決することに決定しました。まだ非公開がふたつ残っておりますのと、その他がひとつありますので、その他から公開の案件でございますので、その他1奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について教育総務課長ご説明をお願いします。
教育総務課長	今回報告させていただきます、後援・共催にかかる事業については生涯学習課が6件文化財課が2件学校教育課が8件いじめ防止生徒指導課が1件以上17件でございます。ご審議のほどお願いします。
委員 長	同意事項でございますが、ご質問ご意見ございましたらお願いします。なお、今回は継続がほとんどでして、新規単独が1件あります。学校教育課の事業ですか。ご質問等ございませんでしょうか。ひとつ質問させていただいてよろしいですか。いじめ防止生徒指導課の子育て元気塾の参加費の有無とありますが、大人1,000円子ども500円とありますが、どこまでが子どもなのでしょう。
いじめ防止生徒指導課長	小中学生を対象としております。
委員 長	小・中ですか。幼稚園と子ども園はどうなのですか。
委員 長	小中学生が500円ですね。高等学校以上は大人になるということですね。これはよくある分類ですね。
金 春 委 員	世の中の一般で言うと、中学生は大人料金ですが。
委員 長	料金という点ではそうですね。特にございませんか。ないようでしたら、その他1奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について

ては了承いたします。